

広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構特別支援教育実践センター内規

(令和5年5月11日機構長決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構規則（令和5年3月29日規則第51号）第16条の規定に基づき、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構特別支援教育実践センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、特別支援教育分野に関する基礎的・実践的研究を推進するとともに、同分野に関する教育及び教育相談等を実施することにより、教育臨床効果の高いエビデンスを探求する研究眼を持ち、なおかつ高度な実践力を有する教員を養成し、もって障害児（者）の教育と福祉に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害児（者）の教育相談・支援に関すること。
- (2) 学生に対する実践的な教育に関すること。
- (3) 特別支援教育における実践的研究に関すること。
- (4) 特別支援教育の現職教育に関すること。
- (5) 障害児（者）の生涯教育に関すること。
- (6) その他センターの目的達成に必要な事項に関すること。

(事業)

第4条 センターは、前条の業務を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実践・研究プロジェクトの組織化とその遂行
- (2) 研究会及び研修会の開催
- (3) 教育相談の実施
- (4) 研究紀要の刊行
- (5) その他センターの業務を達成するために必要な事業

(分野)

第5条 センターに、次の各号に掲げる分野を置く。

- (1) 視覚障害教育分野
- (2) 聴覚障害教育分野
- (3) 知的障害教育分野
- (4) 肢体不自由教育分野
- (5) 発達障害教育分野
- (6) 言語・コミュニケーション障害教育分野

(組織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他必要な職員

2 センターに、前項に掲げるもののほか、教育相談を行う教育相談員、研修相談員を置くことができる。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、大学院人間社会科学研究科教育科学専攻教師教育デザイン学プログラムの教員のうちから、大学院人間社会科学研究科長と協議の上、機構長が決定する。

(教育相談員)

第8条 教育相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育科学専攻教師教育デザイン学プログラムの教員のうちから、センター長が選考する者
- (2) センターの目的とする研究と関連のある研究に従事している者のうちから、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構運営委員会の議を経てセンター長が委嘱する者

2 教育相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研修相談員)

第9条 研修相談員は、前条第1項第1号に定める教員（以下「責任教員」という。）により適格と認められた大学院学生、学部学生、特別専攻科生、研究生とし、責任教員の指導の下、教育相談や実践・事例研究等のために来所見（者）との教育臨床活動を行う。

2 研修相談員の任期及び認定基準は、センター長が定める。

(運営委員会)

第10条 センターに、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構特別支援教育実践センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターに関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関する事。
- (2) 事業の年次計画に関する事。
- (3) 予算・決算に関する事。
- (4) 教育相談員（第8条第1項第1号の教育相談員を除く。）、研修相談員の選考に関する事。
- (5) その他センターの管理運営に関する事。

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員のうちから、センター長が選出する者3人
- (3) センター長が必要と認めた者若干人

2 委員は、機構長が任命する。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第2号及び第3号の委員の再任は、妨げない。

第12条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第13条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年5月11日から施行する。